

平成 15 年 6 月 16 日

独立行政法人 国立環境研究所  
理 事 長 合 志 陽 一 殿

監 事 畠 浩 梓   
監 事 大 塚 公 

### 監 査 報 告 書

私ども監事は、平成 14 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日までの第 2 期事業年度における業務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査の方法の概要

私ども監事は、両名で定めた監査の方針、業務の分担等に従い、理事会その他重要な会議に出席すると共に、重要な決済書類等を閲覧しました。更に、理事長等から業務運営の報告を聴取し、各部門責任者からは業務処理の状況を聴取すると共に書面・証憑書類の査閲によりこれを確かめました。財産の状況に関しては、たな卸資産の実地たな卸に立会いその集計結果を検討すると共に、銀行残高確認状・契約書ならびに固定資産台帳等の書類を査閲することにより調査いたしました。

また、会計監査人から財務諸表、事業報告書（会計に関する部分に限る）、決算報告書につき報告及び説明を受け検討を加えました。

理事長と当研究所との利益相反取引並びに理事長及び理事の当研究所業務以外の業務の実施に関しては、必要に応じて理事長及び理事から報告を求めると共にその有無を調査いたしました。

#### 2. 監査の結果

- (1) 事業報告書は当研究所の状況を適確に示しているものと認めます。
- (2) 会計監査人 新日本監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

- (3) 貸借対照表及び損益計算書は当研究所の財政状態及び運営成績を適正に表示していると認めます。
- (4) キャッシュフロー計算書は各活動区分に従って当研究所のキャッシュフローを正しく表示していると認めます。
- (5) 利益の処分に関する書類案は法令に適合しているものと認めます。
- (6) 行政サービス実施コスト計算書は業務運営のコストを発生原因ごとに正しく表示していると認めます。
- (7) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項はありません。
- (8) 決算報告書は、予算の区分に従って決算の状況を正しく表示していると認めます。
- (9) 業務の遂行に関し、法令に違反する重大な事実は認められません。

なお、理事長と当研究所との利益相反取引並びに理事長及び理事の当研究所業務以外の業務実施の事実は認められません。

以上